

テクニカルショウヨコハマWebシステム開発及び保守業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の趣旨

テクニカルショウヨコハマWebシステム開発及び保守業務（以下「本業務」という）について、企画提案を求め、各提案事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するため、一般公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という）の参加者を募集する。

2 事業目的

テクニカルショウヨコハマ事業のDX化としてWebシステムを開発して繰り返し利用できるものとし、これまで以上に出席者の利便性を高めるとともに当該事業の効率化を目的とする。

3 事業概要

(1) 事業名称 テクニカルショウヨコハマWebシステム開発及び保守業務

(2) 発注者 公益財団法人神奈川産業振興センター

(3) 契約期間 契約締結日から2024年3月31日まで

(4) 納入期限 『テクニカルショウヨコハマWebシステム開発及び保守業務委託 仕様書（以下「本仕様書」という）』 のとおり

(5) 業務内容 本仕様書のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

4 提案限度額

9,900,000円（税込み）の範囲内とする。

なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

(1) 神奈川県内に本店、支店又は事業所を有する者。

(2) 見本市又はエンターテイメントに関するWEBシステム開発から運用まで請負った実績のあるもの。

(3) 破産者で復権を得ない者でないこと。

(4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 応募から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 神奈川県税の法人県民税・法人事業税を滞納していない者であること。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でないこと。

- (8) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じていること。

6 スケジュール（予定）

実施内容	期日等
① 説明会参加申込の受付（HPに掲載）	2023年5月15日（月）～5月18日（木）12時まで
② 説明会（オンライン開催）	2023年5月19日（金）10時～11時
③ 質問書の受付および回答	受付：2023年5月22日（月）～5月25日（木）17時まで 回答：2023年5月26日（金）～5月29日（月）
④ 参加意思表明書等の受付	2023年5月26日（金）～6月1日（木）17時まで
⑤ 企画提案書等の受付	2023年5月26日（金）～6月1日（木）17時まで
⑥ 審査会（プレゼン）	2023年6月5日（月）予定
⑦ 結果通知	2023年6月上旬（予定）

7 説明会参加申込の提出について

※本プロポーザルへ参加の場合は、必ず説明会へご参加ください。

申込方法	申込期限
事務局へ電子メールにより説明会参加申込を通知してください。	2023年5月18日（木）12時まで (メールアドレス： info@tech-yokohama.jp)

8 質問書の提出について

提出書類名（様式はダウンロードしてください）	提出期限
質問書（様式第2号）	2023年5月25日（木）17時まで (電子メールにより提出してください。)

9 参加意思表明書の提出について

(1) 提出書類

提出書類名（様式はダウンロードしてください）	提出期限
参加意思表明書（様式第1号）	2023年6月1日（木）17時まで (電子メールにより提出してください。)
参加資格確認書（様式第3号）	
暴力団等排除に係る同意書（様式第4号）	

10 企画提案書等の提出について

参加希望者は、次の書類を提出してください。※様式はダウンロードしてください。

(1) 提出書類

	提出書類名	提出上の注意
①	提案書（様式第5号）及び 提案書詳細（任意書式）	記載内容については、本実施要領10(2)を参照すること。
②	トップページ掲載用デザイン 2案以上（任意書式）	-
③	見積書および積算根拠（任意書式）	記載内容については、本実施要領10(3)を参照すること。
④	会社概要書（様式第6号）	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、従業員数、事業概要等、ISO27001・プライバシーマーク認証の取得等の記載
⑤	事業実績書（様式第7号）	-
⑥	事業執行体制（様式第8号）	事業の実施体制（責任者及び開発担当者の氏名等）について把握できるもの。
⑦	納税証明書（法人県民税・法人事業税）・履歴事項全部証明書	取得方法については、本実施要領10(4)を参照すること。

(2) 提案書

提案書は、システム概要図（ハードウェア構成、ソフトウェア構成）、全体スケジュール（要件定義、開発、テスト）、要員・体制計画を記述してください。（トップページ及び下位ページ（2枚以上）並びに会場案内図及び出展者情報ページの連動イメージのそれぞれのサンプル画面を含む）

機能要件以外に必要と思われる機能があれば提案してください。

様式は任意とします。

(3) 見積書

見積書には、開発費用、保守費用、ホスティング費用等をもれなく記載してください。
様式は任意とします。

(4) 納税証明書の取得について

法人県民税・法人事業税の「未納の徴収金がないこと」を証する納税証明書（神奈川県税条例施行規則第47号様式の2）（原本）

参考：神奈川県のホームページ「納税証明書の請求方法について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a004/001.html#kisairei>

履歴事項全部証明書（原本） 法務局にて取得してください。

(5) 提出方法

電子メールにて写しを提出してください。納税証明書、履歴事項全部証明書の原本については審査会当日に持参にて提出してください。

(6) 提案書等提出期限

2023年6月1日（木）17時まで

1.1 審査会（プレゼンテーション）について

(1) 実施日

2023年6月5日（月）を予定しています。

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施会場

事務局が指定する会場：神奈川産業振興センター

(3) 実施時間

1者につき、準備5分以内、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 実施内容

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書等をもとに行うこと。なお、デモサイト等を使用するプレゼンテーションは可能とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は、1者について3名までとする。
- ・プレゼンテーション用資料は審査員の人数分ご用意ください。必要部数は、追ってご連絡します。

(5) 会場設営

会場設営（スクリーン、マイク、プロジェクター設置を含む）については、事務局で行う。ただし、パソコンは必要に応じて各自準備すること。

また、外部ネットワーク接続（インターネット）環境として、会場に設置のWIFIを使用することは可能であるが、接続に不安定の場合があることを承知のうえ、ご使用ください。

1.2 審査・選考方法

審査会を設置し、企画提案書及び提案いただいた提案書のプレゼンテーションにより、評価基準に基づく提案内容及び金額を考慮のうえ審査を行い選定します。

審査結果は2023年6月上旬（予定）に書面にて通知します。

1.3 評価基準

上記審査会における評価基準は、以下の10項目に基づき採点し、最も高得点を獲得した企業に決定します。

	項番	評価項目	評価視点	配点
提案内容	1	企業力	資本金、売上、従業員数から信頼できる企業規模であるか	5
	2	実施体制	要求定義の委託業務の実施にあたり、人数や経験を考慮した適切な実施体制であるか	5
	3	作成実績	同種、または、同規模のwebサイトの作成実績はあるか	10
	4	業務への理解度	業務の特性や課題を正確に理解したうえで、提案仕様書の機能要件を十分に満たす提案であるか	20
	5	有益な機能	仕様書の機能要件以外にも、有益な機能の提案があるか。	15
	6	デザイン・操作性	利用者の見やすさ、使いやすさが考慮されたデザインで、業務内容にあった提案であるか。	15
	7	工数	必要な作業項目に漏れなく把握したうえで、無理のない工程であるか。	10
	8	セキュリティ	ハード、ソフトのセキュリティ対策について具体的かつ的確な提案であるか。	10
見積内容	9	制作費用の妥当性	制作に係る費用の算出根拠が明確で妥当なものであるか（著しく低い、又は高い金額でないか）。	10
	10	保守費用の妥当性	保守において、保守内容に係る費用とWebサーバーホスティング費用等が妥当なものであるか	
合計				100

1.4 委託契約書の締結

提出された企画提案書を評価基準に基づき審査を行った結果、最も優れた提案をした者と随意契約により本業務の委託契約手続きを行い、選定された提案者との調整が整わない場合には提案次点者と同様の契約手続きを行います。

1.5 留意事項

企画提案書類の提出後は記載内容の変更は認めません。

提出された企画提案書類等は返却しません。

虚偽の記載や不正があった場合、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

提案書作成やプレゼンテーションに係る費用はすべて貴社負担とします。

また、プログラム開発を行った場合はその著作権は基本的に当センターに帰属するものとします。

1.6 個人情報の取り扱い

受託者及び業務に従事する者は、業務遂行にあたって「個人情報の保護に関する法律」、「神奈川県個人情報保護条例」及びその他関係法令及び以下の項目を遵守しなければならない。

- (1) 本業務を遂行するにあたり、業務期間中及び業務完了後において業務上知り得た秘密を一切漏らしてはならない。
- (2) 本業務に関する一切の資料を他の用途に使用してはならない。

1.7 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て応募者が負担するものとする。
- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。
- (4) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、公益財団法人神奈川産業振興センターが本プロポーザルの評価及び必要と判断した場合は、提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。

1.8 問い合わせ及び書類等提出先

担当部署 テクニカルショウヨコハマ事務局（経営支援部取引振興課）

Eメール info@tech-yokohama.jp

住 所 〒231-0015 横浜市中区尾上町5丁目80番地

電 話 045-633-5170 Fax 045-633-5068